

住民基本台帳法・公的個人認証法 の一部改正について

地方公共団体情報システム機構法について

平成24年3月12日

総務省自治行政局住民制度課

マイナンバー法案と関連法案について

「社会保障・税番号大綱」(平成23年6月30日 政府・与党社会保障改革検討本部決定)に基づき、平成24年2月14日、次の3法案を閣議決定し、国会提出。

- ① 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案(マイナンバー法案)【内閣官房】
- ② 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案【内閣官房】
- ③ 地方公共団体情報システム機構法案【総務省】

マイナンバー法案

I 総則

II 個人番号

III 特定個人情報の保護等

III-① 特定個人情報の保護

III-② 情報連携

III-③ 行政機関個人情報保護法等の特例等

IV 個人番号情報保護委員会

V 法人番号

VI 個人番号カード

VII 雑則

VIII 罰則

関連整備等法案

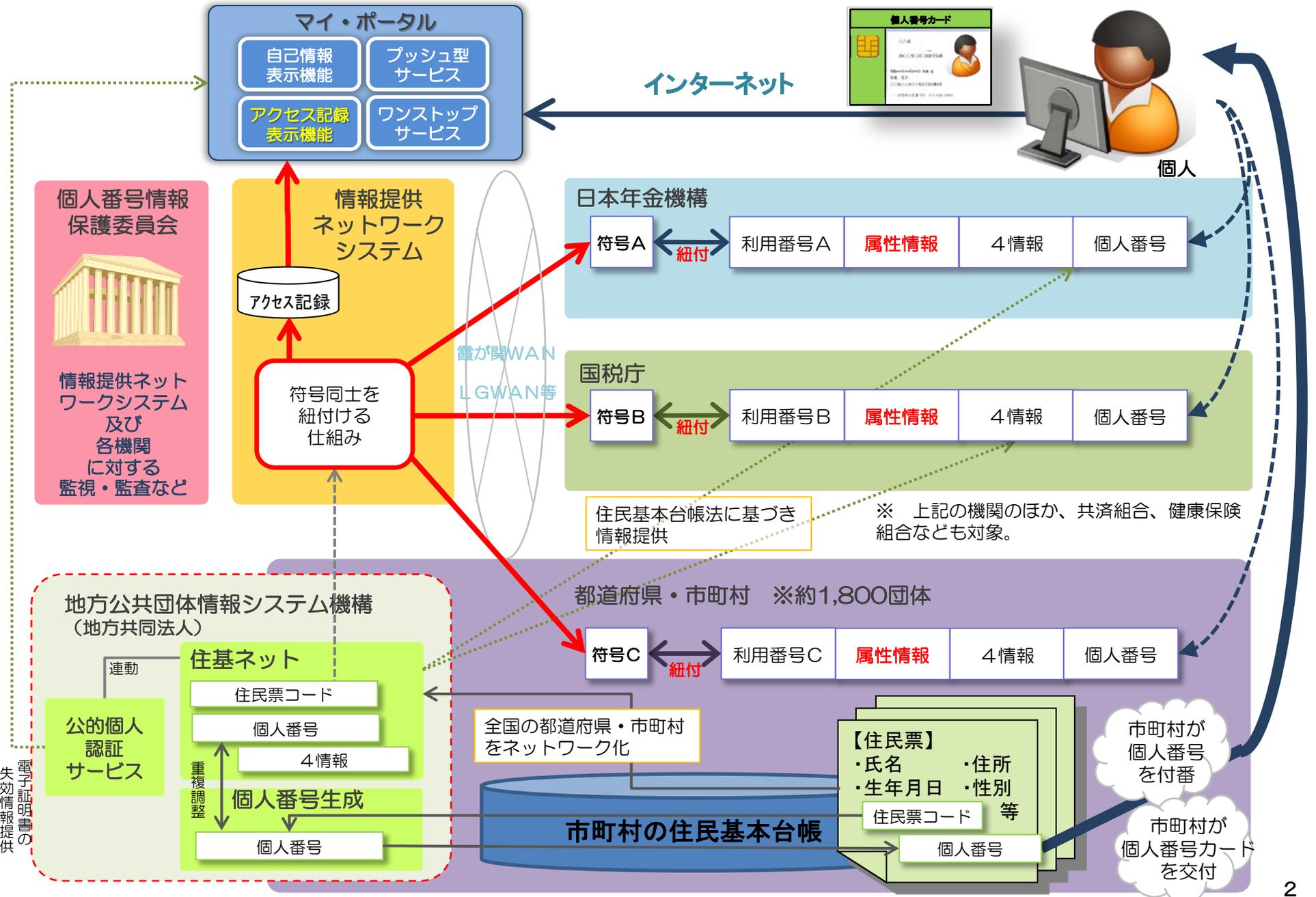
住民基本台帳法の一部改正

公的個人認証法の一部改正

等

地方公共団体情報システム機構法案

番号制度のイメージ



住民基本台帳法の一部改正について

1. 住民票の記載事項及び住基ネットに取り扱う本人確認情報に「個人番号」を追加

- 個人番号を住民票の記載事項に追加し、本人等からの特別の請求に限り、個人番号を記載した住民票の写し等を交付
- 個人番号を氏名、性別、生年月日、住所(4情報)、住民票コード等とあわせて住基ネットに取り扱う本人確認情報の一つと位置付け

2. 住基ネットの本人確認情報を利用できる事務を追加

- 個人番号を利用する情報保有機関に対し個人番号を含む本人確認情報を住基ネットを通じて提供できるよう、本人確認情報を利用できる者及び事務を規定している別表を改正

3. 指定情報処理機関制度の廃止 ⇒ 地方公共団体情報システム機構に移行

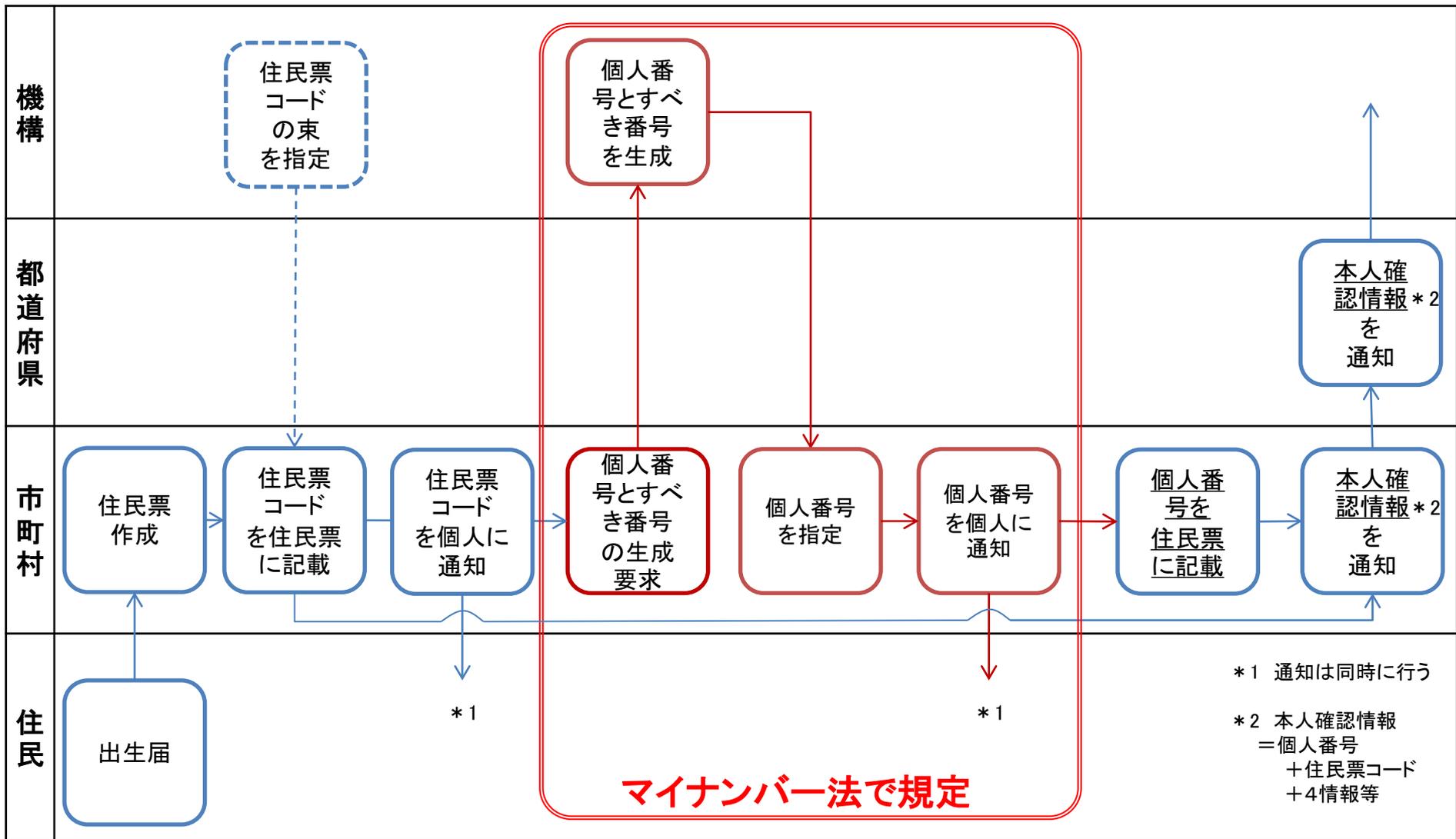
- 各都道府県知事が指定情報処理機関へ事務を委任する仕組みを廃止し、地方公共団体情報システム機構が都道府県知事から通知を受けた本人確認情報を保存し提供することを規定

4. 住民基本台帳カードに関する規定を削除⇒マイナンバー法に規定する個人番号カードに移行

- マイナンバー法において、市町村長が個人番号カードを交付することを規定することに伴い、住民基本台帳法上の住民基本台帳カードに関する規定は削除

個人番号の付番と住民票への記載のフロー

- マイナンバー法:市町村長は、住民票に住民票コードを記載したときは、機構から通知された個人番号とすべき番号をその者の個人番号として指定し、その者に対し、通知しなければならない。(マイナンバー法附則において、すでに住民票コードが記載されている場合の方法を規定)
- 住民基本台帳法:住民票記載事項及び本人確認情報に個人番号を追加

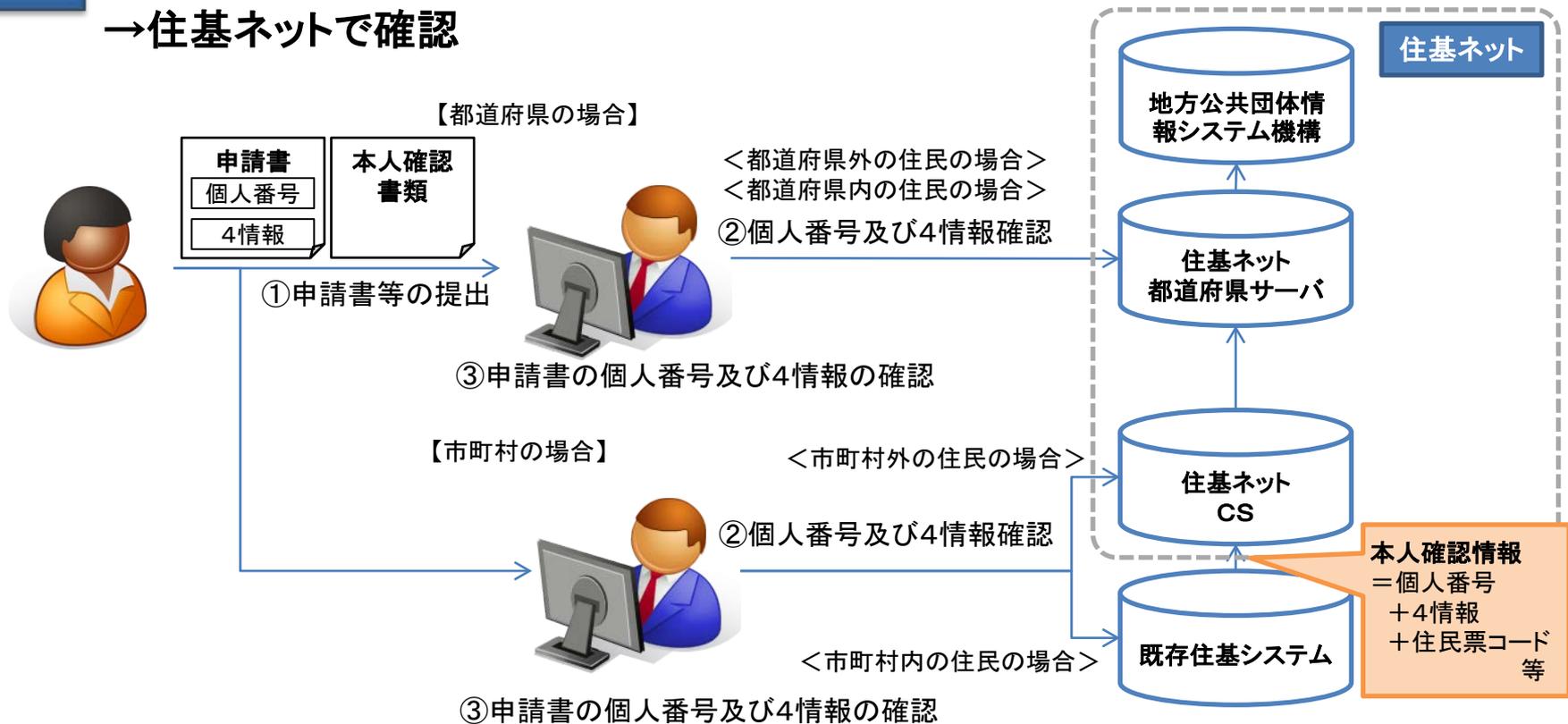


個人番号の確認方法

方法1 申請者の個人番号カードを確認できる場合



方法2 申請者の個人番号カードを確認できない場合(申請後の確認を要する場合等) →住基ネットを確認



住基法別表の改正について【地方公共団体関係】

- 個人番号を利用する情報保有機関に対し個人番号を含む本人確認情報を住基ネットを通じて提供できるよう、本人確認情報を利用できる者及び事務を規定している別表を改正

別表第2・4(市町村)	別表第3・5・6(都道府県)
<ul style="list-style-type: none"> ・市町村長その他の市町村の執行機関が他市町村の住民の本人確認情報を検索することが可能な事務 	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県知事その他の都道府県の執行機関が他都道府県の住民の本人確認情報を検索することが可能な事務(別表第3) ・都道府県知事その他の都道府県の執行機関が当該都道府県の住民の本人確認情報を検索することが可能な事務(別表第5、別表6(新規))
<ul style="list-style-type: none"> ・公職選挙法 ・消防組織法 ・予防接種法 ・原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律 ・大規模小売店舗立地法 <p style="text-align: right;">等 12法律</p> <p style="text-align: center;">+</p> <p><社会保障関係></p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 ・児童福祉法 ・児童扶養手当法 ・子どものための手当の支給に関する法律 ・学校保健安全法 ・母子及び寡婦福祉法 ・母子保健法 ・生活保護法 ・身体障害者福祉法 ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 ・特別児童扶養手当等の支給に関する法律 ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 ・国民健康保険法 ・戦傷病者戦没者遺族等援護法 <p><税関係></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方税法 <p><防災関係></p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災者生活再建支援法 ・災害救助法 <p style="text-align: right;">等 39法律</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・特定非営利活動促進法 ・恩給法 ・職業能力開発促進法 ・建設業法 ・貸金業法 ・消防法 ・森林法 ・総合特別区域法 <p style="text-align: right;">等 32法律</p> <p style="text-align: center;">+</p> <p><社会保障関係></p> <ul style="list-style-type: none"> ・予防接種法 ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 ・雇用対策法 ・児童福祉法 ・児童扶養手当法 ・子どものための手当の支給に関する法律 ・母子及び寡婦福祉法 ・特別支援学校への就学奨励に関する法律 ・公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律 ・生活保護法 ・身体障害者福祉法 ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 ・特別児童扶養手当等の支給に関する法律 ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 ・戦傷病者戦没者遺族等援護法 <p><税関係></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方税法 ・地方法人特別税等に関する暫定措置法 <p><防災関係></p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災者生活再建支援法 ・災害救助法 <p style="text-align: right;">等 59法律</p>

住基法別表の改正について【国の機関等関係】

○ 個人番号を利用する情報保有機関に対し個人番号を含む本人確認情報を住基ネットを通じて提供できるよう、本人確認情報を利用できる者及び事務を規定している別表を改正

別表第1(国の機関等)	
国の機関等の数	法律の数
<ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働省 ・法務省 などの各省庁 ・日本年金機構 ・地方公務員共済組合連合会 などの法人 <p style="text-align: right;">等 59機関</p> <p style="text-align: center;">+</p> <p><社会保障関係></p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康保険組合 ・国民健康保険組合 ・国家公務員共済組合 ・市町村社会福祉協議会 ・都道府県社会福祉協議会 ・石炭鉱業年金基金 ・独立行政法人農業者年金基金 ・独立行政法人日本学生支援機構 <p><税関係></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国税庁 <p><防災関係></p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災者生活再建支援法に規定する支援法人 <p><地方関係></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方住宅供給公社 <p style="text-align: right;">等 73機関</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国民年金法 ・厚生年金保険法 ・恩給法 ・国家公務員共済組合法 ・司法試験法 ・不動産登記法 ・電波法 ・建設業法 <p style="text-align: right;">等 107法律</p> <p style="text-align: center;">+</p> <p><社会保障関係></p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学校への就学奨励に関する法律 ・独立行政法人日本学生支援機構法 ・原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律 ・障害者の雇用の促進等に関する法律 ・港湾労働法 ・子どもための手当の支給に関する法律 ・社会福祉法 ・身体障害者福祉法 ・特別児童扶養手当等の支給に関する法律 ・国民健康保険法 ・特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律 ・石炭鉱業年金基金法 ・厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律 ・未帰還者留守家族等援護法 <p><税関係></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国税通則法 <p><防災関係></p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災者生活再建支援法 <p style="text-align: right;">等 141法律</p>

個人番号カードのメリット

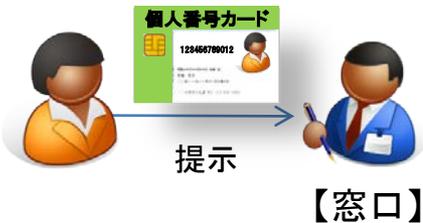
本人確認・「個人番号」確認

金融機関窓口
就職先・アルバイト先
確定申告時
市町村の戸籍・住民基本台
帳窓口

個人番号カード提示



- 所得把握の精度向上
- なりすまし被害の防止



マイ・ポータルへのログイン

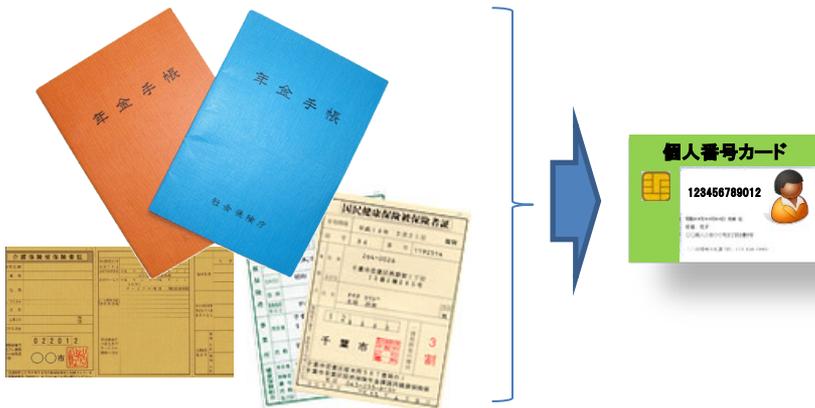
- 電子申請(e-Tax等)の利用促進
- 行政からプッシュ型の情報(お知らせ)を取得



- 行政の効率化
- 手続き漏れによる損失の回避



将来的には、保険証機能を 1枚の個人番号カードに一元化



インターネットへの安全なアクセス手段の提供

- インターネットにおける不正アクセスが多発
→公的個人認証サービスの民間開放



オンラインバンキング等を安全かつ迅速に利用

市町村による独自サービス拡大の可能性

- 市町村が個人番号カードを独自利用することが可能



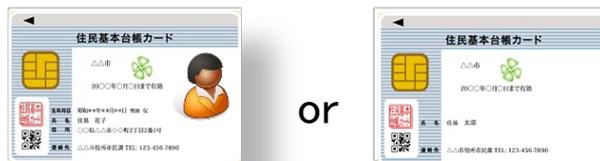
コンビニ等での証明書取得など
サービス拡大の可能性

個人番号カードの交付について

住民基本台帳カード

個人番号カード

1 様式



- 住民票コードの券面記載なし
- 顔写真は選択性
- 様式は市町村ごとに異なる

- 個人番号を券面に記載(裏面に記載する可能性あり)
- 顔写真を券面に記載
- 様式は全国一律

2 作成・交付

- 希望者に交付
- 市町村により即日交付の場合と窓口へ2回来庁を要する場合(申請時及び交付時)がある。
- 人口3万人未満は委託可能
- 手数料1000円(電子証明書を搭載した場合)
- 交付事務は自治事務

- 原則として全国民に交付(目標)
- 市町村窓口へ1回来庁のみ(顔写真確認等)
- 全市町村が委託可能(地方公共団体情報システム機構を想定。民間事業者の活用も視野。)
- 手数料を無料
- 大量発行により単価を抑制、所要の経費を国費要求
- 交付事務は法定受託事務

【住民基本台帳法】
住民は、市町村長に対し、住民基本台帳カードの交付を求めることができる。

【番号利用法】
市町村長は、住民に対し、その者の申請により、個人番号カードを交付しなければならない。

3 利便性

- 身分証明書としての利用が中心
- 公的個人認証サービスの電子証明書は任意取得かつ行政利用のみ

- 個人番号を確認する場面が飛躍的に増加(就職、転職、出産育児、病気、年金受給、災害等)
- 市町村による独自サービス拡大の可能性(コンビニでの証明書の交付等)
- 将来的には、保険証機能を1枚の個人番号カードに一元化
- 公的個人認証サービスの電子証明書は標準搭載かつ民間事業者も活用可能に
- マイポータルのログインが可能→情報提供ネットワークシステムのアクセスログの確認をはじめ、将来的には行政からプッシュ型の情報提供
- e-Taxに加え、オンラインバンキング等でも利用可能

公的個人認証法の一部改正について

1. マイポータルの利用等に活用できる「電子利用者証明」の仕組みを創設

- 自己の個人番号に係る個人情報が行政機関等にどのように提供されたかを確認するため、マイポータルを通じてインターネット上で閲覧できる仕組みを構築することに伴い、ID・パスワード方式に変わるインターネット上の安全なログイン手段として「電子利用者証明」の仕組みを創設する。

2. 行政機関等に限定していた署名検証者の範囲を拡大（総務大臣が認める民間事業者を追加）

- 民間のサービスにおけるインターネット上での本人確認手段として活用可能とするため、これまで行政機関等に限定していた署名検証者の範囲を拡大し、総務大臣が認める民間事業者を追加する。
（例：インターネット上での預金口座開設等）
- これに伴い、電子証明書の発行番号が個人情報のマッチングキーとならないように、当該発行番号の利用の制限に関する規定を設ける。

3. 電子証明書の発行手続きを簡素化

- 電子証明書の発行の増加に対応し、市町村長の発行事務の円滑化を図るため、現行制度において申請者本人が作成している鍵ペアを、市町村長が作成することとする。

4. 指定認証機関制度の廃止 ⇒ 地方公共団体情報システム機構に移行

- 各都道府県知事が指定認証機関へ事務を委任する仕組みを廃止し、地方公共団体情報システム機構が認証業務を行うことを規定する。
- 機構は、電子証明書の失効情報の提供に係る事務等に関し、手数料を徴収することができる。

公的個人認証法の一部改正について

【改正点(2)】

行政機関等に限られていた公的個人認証サービスの対象を民間事業者へ拡大
 (= 検証者の範囲を、行政機関等だけでなく民間事業者へ拡大)

【改正点(1)】

署名用電子証明書に加え、
 利用者証明用電子証明書を新設

◎署名用電子証明書



電子署名

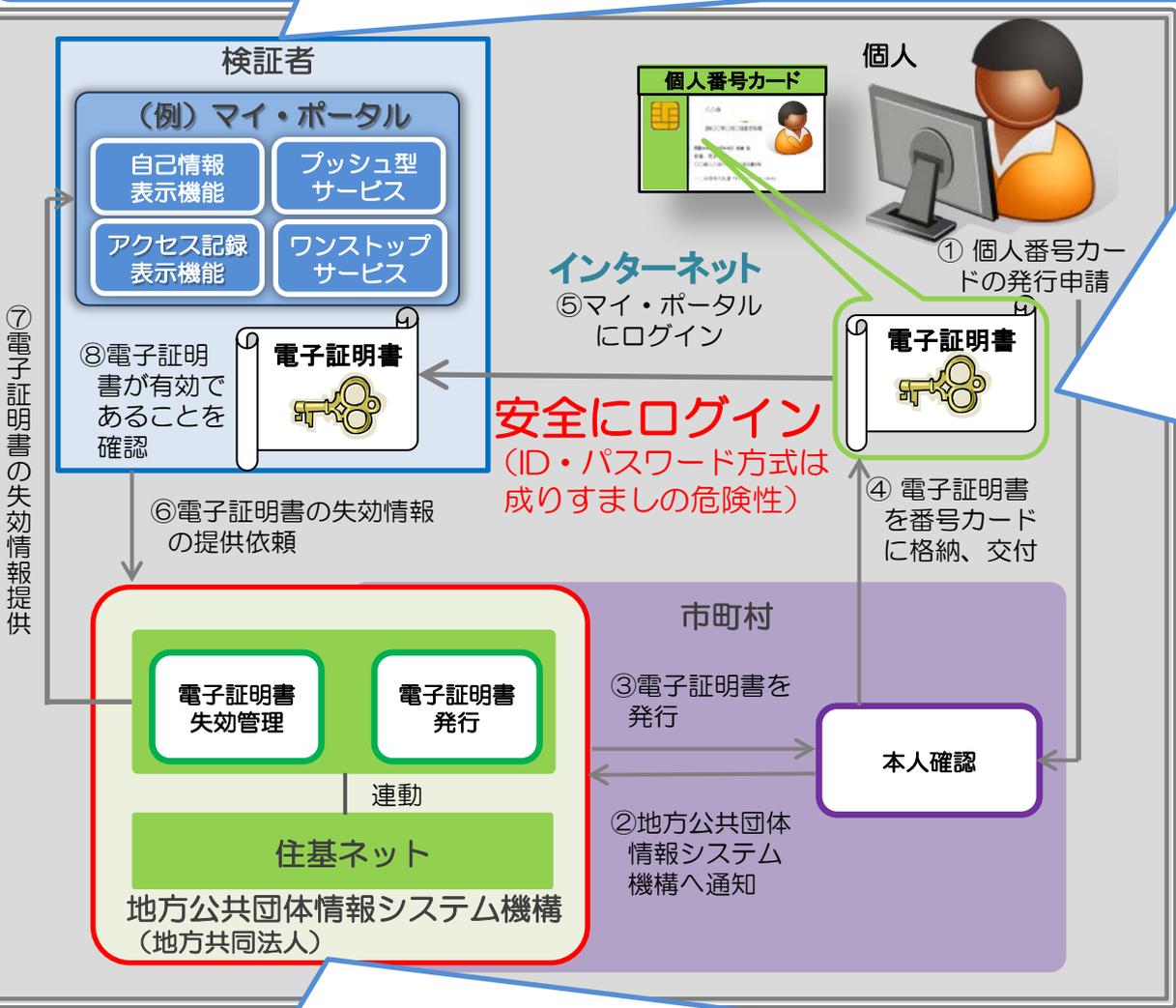
：インターネットで電子文書を送信する際に、署名用電子証明書を用いて、文書が改ざんされていないかどうか等を確認することができる仕組み

◎利用者証明用電子証明書



電子利用者証明

：インターネットを閲覧する際に、利用者証明用電子証明書(基本4情報の記載なし)を用いて利用者本人であることを証明する仕組み

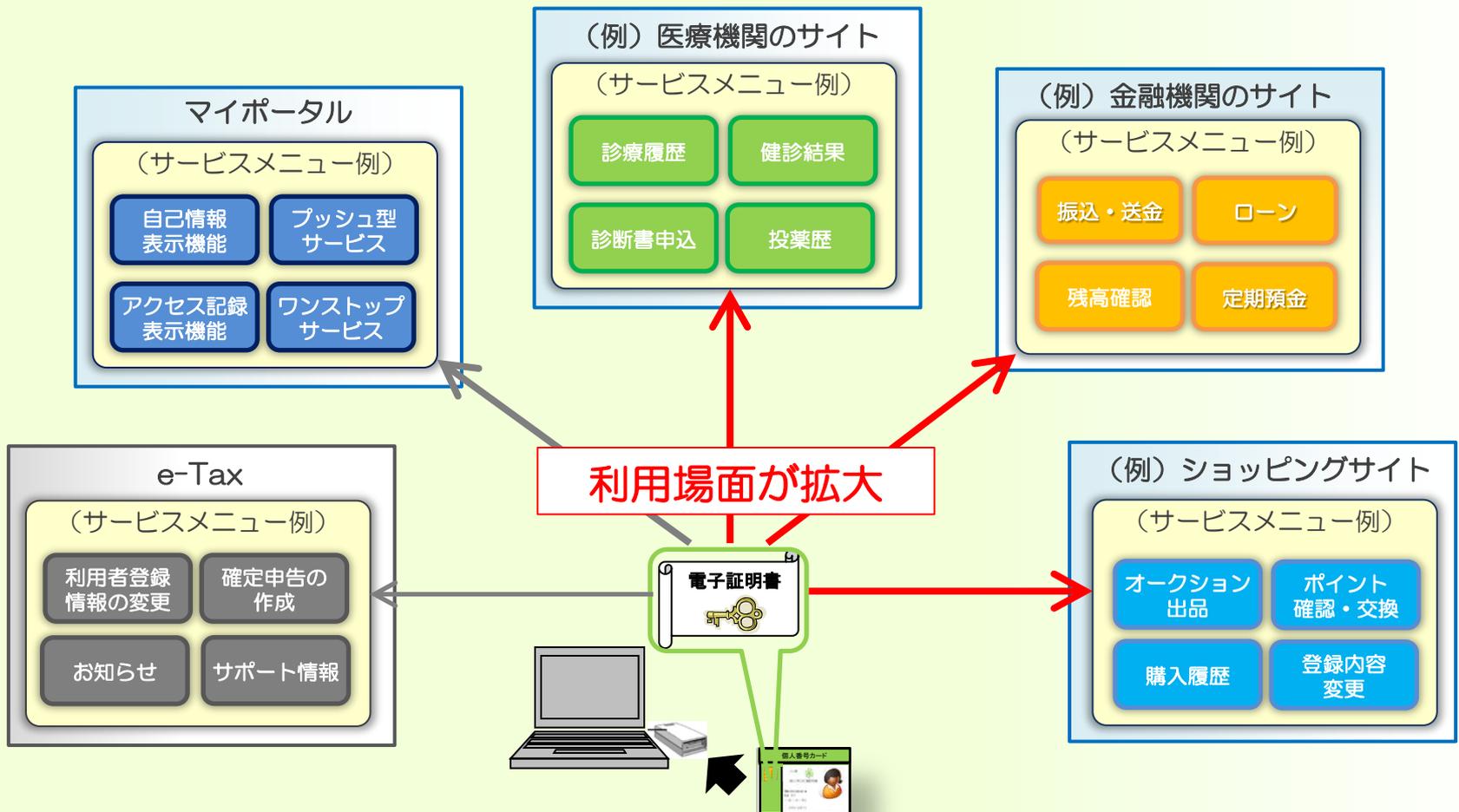


【改正点(3)】

電子証明書の発行を都道府県知事から地方公共団体情報システム機構が行うことに変更

公的個人認証法の民間拡大について

- e-Taxなど行政機関等の手続に限られていた公的個人認証サービスを民間企業の様々なサービスに利用が可能に
- ID・パスワード方式よりも高いセキュリティレベルを要求されるサービスへ、今後も普及拡大

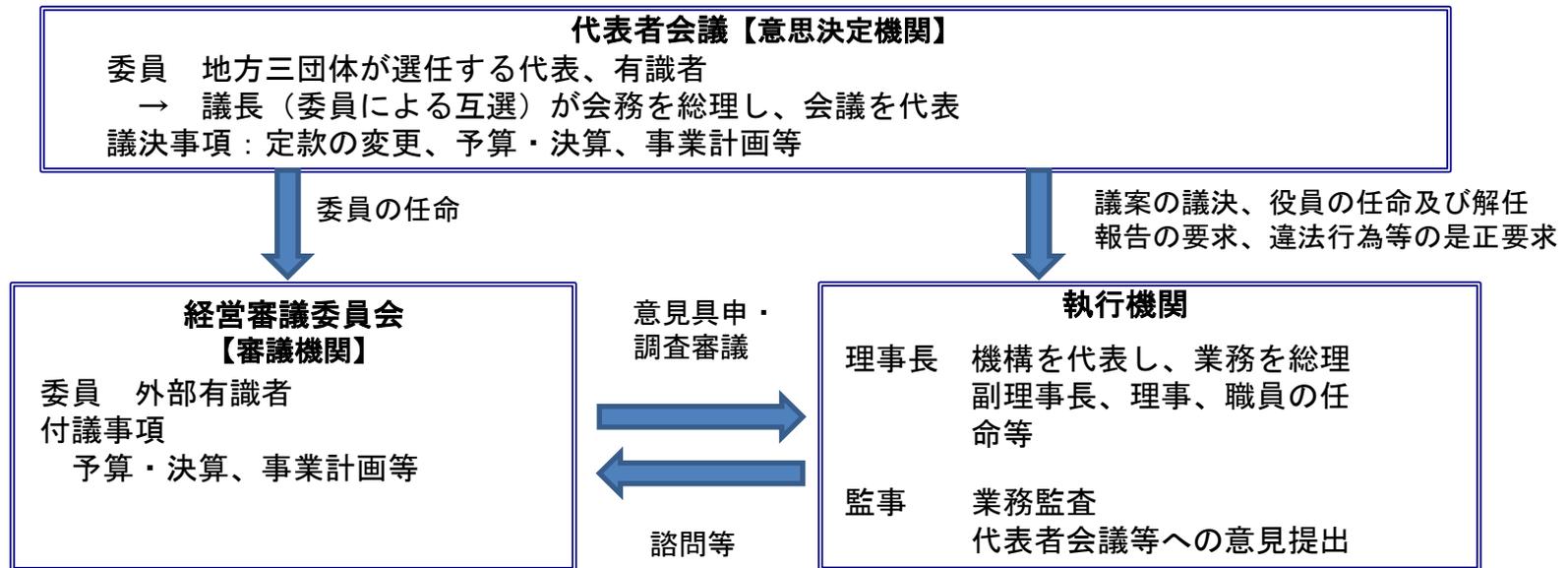


地方公共団体情報システム機構法案について

- 地方公共団体が共同して住民基本台帳法等の規定による事務を処理するため、地方公共団体情報システム機構を設置する(これに伴い指定情報処理機関、指定認証機関は廃止)。
- 地方3団体(全国知事会、全国市長会、全国町村会)が選任する設立委員が、総務大臣の認可を得て設立する。
- 機構は、住民基本台帳法、公的個人認証法及びマイナンバー法に基づく事務を処理するほか、地方公共団体からの委託を受けた事務等を行う。
- 総務大臣は、機構に対し、報告・立入検査、違法行為等の是正の要求等を行うことができる。

組織

地方の代表や有識者が参画する意思決定機関等のガバナンスのもとで、意思決定の透明性を高め、効率的な運営を確保



【社会保障・税番号大綱(H23.6.30 政府・与党社会保障改革検討本部決定)】

「番号」の重複付番を防止し、付番事務を安定的かつ確実に実施するためには、「番号」の生成を一の主体が行うことが必要となる。このため、「番号」の生成を行う機関については、住民基本台帳法に規定する指定情報処理機関を基礎とした地方共同法人(地方公共団体のガバナンスが強化された特別の法律に基づく法人)とする。

マイナンバー法、機構法、住基法、公的個人認証法等の施行期日について

	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
マイナンバー法			H26.10～	付番・通知	
				H27.1～	個人番号利用、個人番号カード交付
					H28.1～ 情報連携
機構法		H25.4.1～	地方公共団体情報システム機構		
住基法	指定情報処理機関	機構(指定情報処理機関とみなす)		機構	
				個人番号の住民票への記載	
	本人確認情報(住民票コード)の提供			本人確認情報(個人番号)の提供	
	住基カードの交付			住基カードの経過措置	
					情報連携関連規定
公的個人認証法	指定認証機関	機構(指定認証機関とみなす)		機構	
	電子署名			電子署名・電子利用者証明	
				検証者の民間拡大	

地方公共団体における番号制度の活用に関する研究会

目的

- 「社会保障・税番号大綱」(平成23年6月30日政府・与党社会保障改革検討本部決定)に基づき、国において関係法案等の準備が進められる中、地方公共団体においても、番号制度の目的や期待される効果等についての理解を深めるとともに、地方公共団体における番号制度を活用した事務の改善等の具体的な取り組み例やその際の留意点等を明らかにし、地方公共団体が番号制度の導入および活用にあたってのガイドラインを作成する。

主な検討事項

- 地方公共団体における番号制度の活用について
- 地方公共団体における具体的な対応(システム面での対応、業務フローの改善等)
- 地方公共団体における番号制度の導入に対応した個人情報保護のあり方について
- 地方公共団体における準備の進め方について 等

研究会の構成

<学識経験者(敬称略)>

須藤修(東京大学大学院情報学環・学際情報学府教授)

石井 夏生利(筑波大学図書館情報メディア系准教授)

井堀 幹夫(東京大学高齢社会総合研究機構特任研究員)

小尾 高史(東京工業大学大学院総合理工学研究科准教授)

<地方公共団体>

岡山県、徳島県、川口市、千葉市、三鷹市、神戸市、多久市、秋田県井川町、神奈川県町村情報システム協同組合

<中央省庁>内閣官房、厚生労働省、総務省、<指定情報処理機関>(財)地方自治情報センター

スケジュール

平成23年10月 第1回会合開催

平成24年 1月 第2回会合開催

<平成24年度も引き続き検討>

【目標】 地方公共団体が番号制度の導入及び活用にあたってのガイドラインを作成する

論点1 地方公共団体における番号制度の活用について

- (1) 窓口業務等
- (2) バックオフィス連携
- (3) 団体間連携
- (4) その他(災害対応等)

論点2 地方公共団体における具体的な対応について

- (1) システム面での対応
- (2) 業務フローの改善
- (3) 住民の理解促進(ICカードの普及を含む) 等

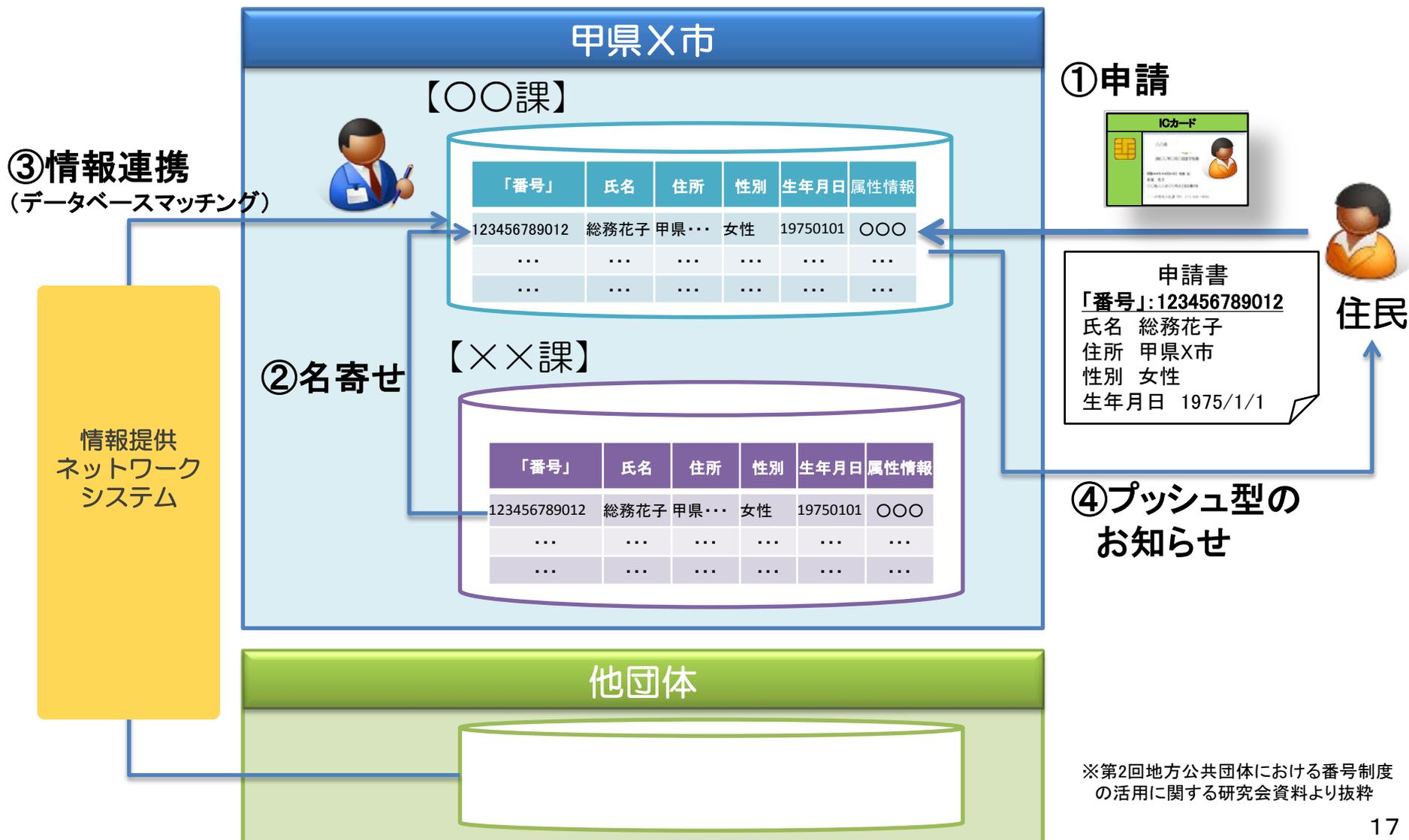
論点3 地方公共団体における番号制度の導入に対応した個人情報保護のあり方について

論点4 地方公共団体における準備の進め方について

- (1) スケジュール
- (2) 推進体制

番号制度の導入により実現すること

- (1) 名寄せ(団体内連携)やデータベースマッチング(団体間連携)の効率性及び正確性の向上
- (2) 番号カード導入による確実な本人確認
- (3) プッシュ型のお知らせによる利便性の向上と効率化



地方公共団体における番号制度の活用方法

番号制度の導入により実現すること

- (1) 名寄せ(団体内連携)やデータベースマッチング(団体間連携)の効率性及び正確性の向上
- (2) 番号カード導入による確実な本人確認
- (3) プッシュ型のお知らせによる利便性の向上と効率化

○番号制度を単に導入しただけでは、住民・行政ともに効果は小さいのではないかと。

○番号制度を活用して、これまで困難であったことを実現したり、本来あるべき地方公共団体の役割を果たすことが可能となるのではないかと。

地方公共団体における番号制度の活用方法

例1 総合窓口化

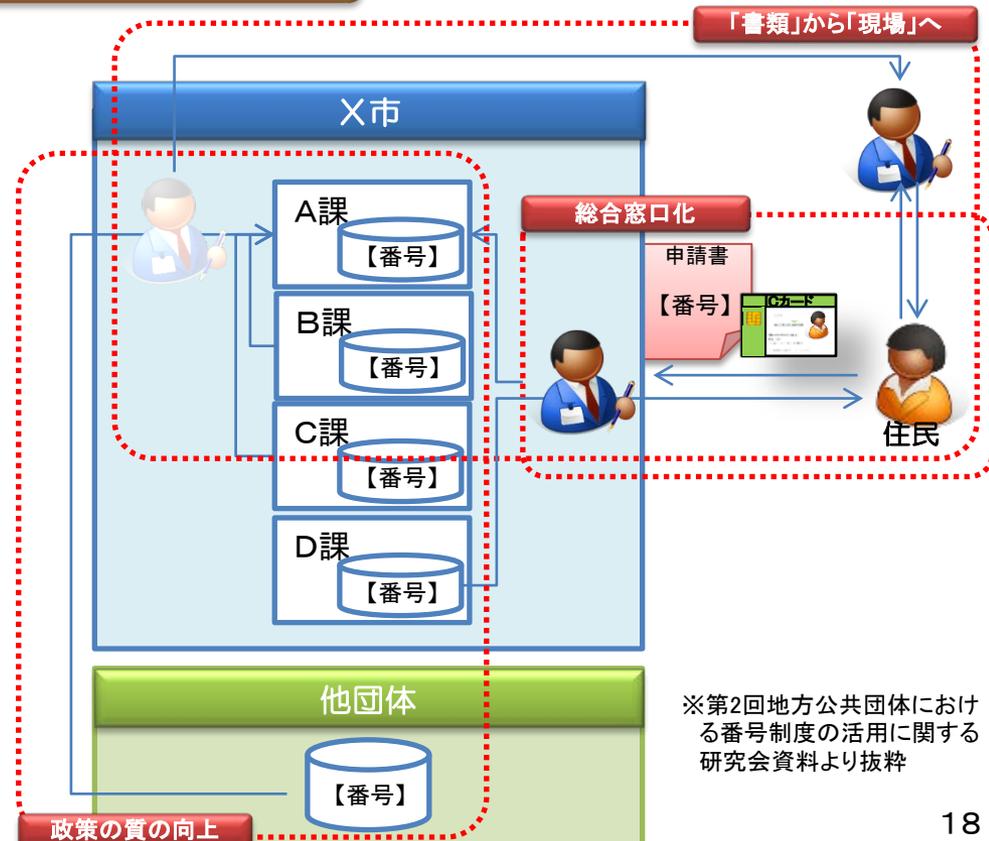
- 番号制度の導入により、申請の簡略化(本人確認の短縮、添付書類の削減、ワンストップ化等)を図り、一人ひとりの住民に応じた対応をすることができないか。

例2 「書類」から「現場」へ

- 番号制度の導入により書類審査の事務が効率化し、その分、現場調査等に専念することができないか。

例3 政策の質の向上

- 番号制度の導入により、現場調査も含めて収集したデータを統計処理をすることにより、住民の傾向をさぐり、地方公共団体が講じる政策の質を向上することができないか。



※第2回地方公共団体における番号制度の活用に関する研究会資料より抜粋